

## 公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令概要

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、在外選挙人名簿への登録の移転の申請書の様式や申請時に必要となる書類等申請に係る手続等に関して所要の規定の整備を行う。

※以下、説明において次の略称を用いることとする。

改正法：公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号）

在外則：在外選挙執行規則（平成 11 年自治省令第 2 号）

### 1. 改正の概要

#### (1) 在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続の規定の整備（在外則第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 7 条の 5、第 7 条の 6 関係）

改正法により最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外への転出前に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して登録移転の申請を行うことが可能となることに伴い、申請書の様式や申請時に必要となる書類等申請に係る手続等に関して所要の規定の整備を行う。

#### (2) 市町村の選挙管理委員会による在外選挙人名簿の被登録移転資格の調査等及び外務大臣による国外における住所に関する意見等に係る規定の整備（在外則第 7 条の 7、第 7 条の 8、第 7 条の 9 関係）

改正法により在外選挙人名簿への登録の移転について国外に住所を有していることが要件とされたことに伴い、市町村の選挙管理委員会と外務大臣との間における在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等に係る手続に関して規定の整備を行う。

#### (3) その他、所要の規定の整備を図る。